

「自然豊かな信州に移住しませんか!」 UIJ ターンにより長野県内で就業・創業する方を応援します!!

移住支援金・創業支援金のご案内

移住支援金

: 県が支援する企業等への就業や社会的事業の創業をする移住者が対象です。 (単身世帯の場合:最大60万円、2人以上世帯の場合:最大100万円)

開始時期、支給額等制度の詳細は市町村により異なります。

創業支援金

: 県内の地域課題に対して社会的事業で創業する方が対象です。(補助率 1/2、最大 200 万円)

移住支援金

創業支援金

: 県内へ移住して社会的事業を創業した場合

(単身の場合:最大 260 万円、2人以上世帯の場合:最大 300 万円)

移住支援事業の概要

東京圏^{※1}、愛知県又は大阪府から長野県内に移住した方で、長野県が選定した企業等に就業した方 又は創業支援金の交付決定を受けた方に、長野県と市町村が共同で交付金^{※2}を支給する事業です。

- ※1 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県
- ※2 単身世帯の場合は最大60万円、2人以上世帯の場合は最大100万円で、市町村が設定する額

移住支援金の対象

対象要件は、市町村により異なりますので、詳細は市町村窓口へお問い合わせください。

次の要件を基本として、市町村が定める要件に該当する方が対象となります。

①【移住元】東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、就労していた方

移住元での要件

住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算して5年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労(被用者として就労していた場合にあっては、雇用保険の被保険者としての就労に限ります。)をしていた方で、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労をしていた方が対象です。

②【移住先】県内へ移住した方

移住先での要件

- ・長野県又は市町村が移住支援事業の実施を公表した後に転入したこと。
- ・支援金の申請が転入後3か月以上1年以内であること。
- ・申請後5年以上継続して移住先市町村に居住する意思があること。 等
- ③【就業・創業】長野県のマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業 した方又は創業支援金の交付決定を受けた方

就業先等に関する要件

長野県マッチングサイト

検索

- ・県が移住支援金の対象とした法人であること。
- ・県が選定する週20時間以上の無期雇用契約の求人に応募し採用されたものであること。
- ・申請後5年以上継続して就業先企業等に勤務する意思があること。等



④【返還要件】<u>長野県又は居住市町村から転出した場合や勤務先企業等を離職した場合等、移住</u> 支援金を返還いただくことがあります。

詳細は、県のホームページ「UIJターン就業・創業移住支援事業のご案内」をご確認ください。

創業支援事業の概要

県内経済を担う次世代産業を創出するため、地域の課題をビジネスの手法で解決するソーシャル・イノベーションによる創業者を支援することを目的とした事業です。

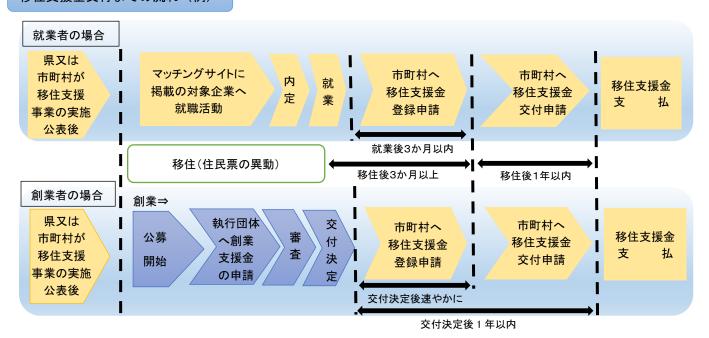
対象事業は、県が定める分野(地域活性化・過疎地対策・買い物弱者支援・地域交通支援・子育て支援・環境エネルギー関連・社会福祉等)において、地域の課題解決に資する社会的事業であり、新たに創業する事業であることが要件となります。

創業支援金の対象

【対象者】次に掲げる要件のいずれにも該当することが要件です。

- 1 長野県内において、社会的事業の創業を行うこと。
- 2 県内に居住し、又は本事業の補助事業期間完了日までに居住を予定している者
- 3 公募開始日以降補助事業完了までに、県内で個人事業の開業届又は株式会社等の設立を行い、 その代表者となる者
- 4 執行団体が設置する外部審査委員会において事業の採択を受けること。

移住支援金交付までの流れ (例)



<移住支援金に関するお問い合わせ先>

長野県産業労働部労働雇用課(長野県長野市大字南長野字幅下 692-2)

電話番号: 026-235-7201 E-mail: koyotai@pref. nagano. lg. jp

※詳細は、市町村が公表する情報又は長野県のホームページをご確認ください。(県の HP) https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/sangyo/rodo/koyo/

<創業支援金に関するお問い合わせ先>

公益財団法人長野県中小企業振興センター経営支援部

(長野市若里 1-18-1 長野県工業技術総合センター3階)

電話番号:026-227-5028 E-mail:sougyou@icon-nagano.or.jp

※詳細は、長野県中小企業振興センターのホームページをご確認ください。

http://www.icon-nagano.or.jp/

